

不利益処分の内容	水洗便所への改造命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 11 条の 3 第 3 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 11 条の 3 第 1 項に規定する水洗便所への改造（以下「水洗化」という。）を行うべき期限の到来した建築物について、水洗化するよう行政指導を行ったにもかかわらず水洗化しようとししない者に対し、改造を命ずることができる。			
ここで、法第 11 条の 3 第 3 項ただし書に規定する「相当の理由」とは、次に掲げる場合とする。			
1 当該家屋が都市計画事業その他により、近く除去又は移転されることが確実である場合			
2 水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合			
3 水洗化することが技術的に不可能であるか、又は極めて困難である場合			
4 その他水洗化していないことについて、相当の理由があると認められる場合			
また、「行政指導を行ったにもかかわらず水洗化しようとししない」とは、水洗化されていない建築物ごとにその事由を的確に把握するとともに、事由に応じた可能な限りの戸別指導を行ってもなお水洗化されない場合をいう。			

不利益処分の内容	水洗便所への改造命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 11 条の 3 第 4 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 11 条の 3 第 3 項の「水洗便所への改造命令」の処分基準を準用する。			

下水 2 - 3

不利益処分の内容	特定施設の設置計画の廃止命令等		
根拠法令及び条項	下水道法第 12 条の 5		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法第 12 条の 5、同施行令第 9 条の 4 第 1 項及び鳥取市下水道条例第 8 条各号により、その対象施設及び水質基準については言い尽くされているため、処分基準は設定しない。			

下水 2 - 4

不利益処分の内容	特定賦課金の汚濁原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 18 条の 2		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 下水道法施行令第 10 条の 2 により、その対象者及び負担割合については言い尽くされているため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	下水の排水の停止命令等		
根拠法令及び条項	下水道法第 37 条の 2		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法第 37 条の 2、同施行令第 9 条の 4 第 1 項及び鳥取市下水道条例第 8 条各号により、その対象施設及び水質基準については言い尽くされているため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合）		
根拠法令及び条項	下水道法第 38 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
次のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定による許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。			
1 この法律（法第 11 条の 3 第 1 項及び法第 12 条の 9 第 1 項（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者			
2 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者			
3 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者			
変更日 令和 5 年 6 月 6 日			

下水 2－7

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合）		
根拠法令及び条項	下水道法第 38 条第 2 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
次のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。			
1 公共下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合			
※「公共下水道に関する工事」とは、公共下水道管理者が行う工事及び公共下水道管理者の承認を受けた公共下水道管理者以外の者の行う工事であること。			
※「やむを得ない必要が生じた場合」とは、許可又は承認を与えた事項が、公共下水道に関する工事による機能回復等では継続することができないものであること。			
2 公共下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合			
※「下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障」とは、許可又は承認を与えた後のものであり、かつ、許可又は承認の申請時点より状況が変化したことにより、申請に係る内容では審査基準に適合しないが、適合する（させる）ために必要な措置が可能なものであること。			
3 1、2に掲げる場合のほか、公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
※「公共下水道の管理上の理由以外」とは、処分を命ずることとなる理由が、公共下水道に関する工事に係るもの以外であるもの。例えば、道路工事等により許可又は承認を与えた事項を継続させることができないものであること。			
※「公益上やむを得ない必要」とは、広く社会一般の利益を保護するものであること。			

下水 2－8

不利益処分の内容	損失補償金の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	下水道法第 38 条第 6 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 5 年 6 月 6 日		
処 分 基 準			
実際に支払った損失補償金の額を超えない範囲において、法第 38 条第 2 項第 3 号に掲げる公益性を参酌して決定する。			